

コーポレートガバナンスに関するガイドライン

序文

当社は、当社の持続的な成長と長期的な企業価値の向上を目的として、取締役会決議に基づき、本ガイドラインを制定した。今後、本ガイドラインを変更した場合には、適時適切にその内容を公表する。

第1章 総則

第1条（コーポレートガバナンスの基本的な考え方）

当社は、投資家と金融商品取引市場を仲介する金融商品取引業者としての社会的責任を常に意識し、企業価値の増大・最大化を通じてステークホルダーの満足度を高めることを目指すとともに、法令順守の徹底および経営の健全性・透明性を確保する観点からコーポレートガバナンスが有効に機能する態勢を整備する。

2. 当社は、持続的な成長および長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保するとともに、保有する経営資源を十分に有効活用し、迅速・果断な意思決定により経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスの充実に取り組む。
 - (1) 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
 - (2) 株主を含むステークホルダーの利益を考慮し、それらステークホルダーと適切に協働する。
 - (3) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
 - (4) 取締役会は、企業戦略等の大きな方向性を示すことや適切なリスクテイクを支える環境の整備などの役割・責務を適切に果たす。
 - (5) 株主との間で建設的な対話を行う。
3. 当社は、前2項に定めるコーポレートガバナンスの基本的な考え方に則り、取締役への監査・監督、牽制機能の強化の観点から、独立社外取締役を選任するとともに、監査役会を設置する。また、業務執行に対するコーポレートガバナンスの強化の観点から、取締役社長の諮問機関としての経営会議その他各種の委員会を設置するほか、執行役員制度を導入する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

第2条（株主総会）

当社は、株主が適切に議決権を行使することができるよう、株主総会議案の検討期間を十分に確保するため招集通知の早期開示・発送に努め、株主総会開催日を含め株主総会関連の日程の適切な設定を行う。

2. 当社は、議決権電子行使プラットフォームの利用など、株主総会に出席しない株主を含む全ての株主が適切に議決権を行使することのできる環境の整備に努める。

第3条（株式の政策保有）

当社は、当社の持続的な成長および企業価値向上の観点から、中長期的・安定的な取引関係の構築、維持もしくは強化または事業の円滑な推進に資する場合には、他社の株式を保有することがある（以下当該保有株式を「政策保有株式」という。）。また、政策保有株式については、毎年、取締役会で中長期的な観点から保有に伴う便益やリスク等を総合的に勘案して保有の適否を検証し、保有することの合理性が認められない場合には、当該株式を縮減する。保有意義の点検を行い、政策保有に係る判断の見直しを行う。

2. 当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、投資先企業のコーポレートガバナンスやコンプライアンスの状況にも留意し、当社および投資先企業の中長期的な企業価値の向上、株主還元の状態、株主価値の毀損の可能性等を総合的に判断したうえで、適切に議決権を行使する。なお、以下の基準に該当する場合は、原則として反対するものとする。
 - ①政策保有目的にそぐわないもの
 - ②当社の利益と相反するもの
 - ③投資先企業の中長期的な企業価値の向上に繋がらないもの

第3章 ステークホルダーとの適切な協働

第4条（倫理方針等）

当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、「綱領」、「経営理念」、「倫理方針」および「行動指針」等の行動準則を策定し、当社および子会社（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備する。

2. 当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）をリスク管理の一部であると認識し、適切に対応を行う。
3. 当社は、グループ内通報制度を整備し、通報を受ける窓口として、監査部のほか社外の窓口を設置する。また、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止について、社内規程に定める。取締役会は、グループ内通報制度の運用状況を監督する。

第5条（利益相反管理）

取締役および執行役員は、取締役会の承認決議がなければ当社との間で利益相反取引を行うことはできない。また、取締役会は、取締役および監査役を含む関連当事者（会社計算規則第112条第4項に定めるものをいう。以下同じ。）と当社との間の取引の有無について、毎年、確認を行う。

2. 当社グループは、お客さまの利益を不当に害することのないよう法令等にしがたい「利益相反管理方針」を定め、開示するとともに、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

第6条（適切な情報開示と透明性の確保）

当社は、財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに関する情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組む。

2. 当社は、会計監査人による高品質な監査を可能とする十分な監査時間、会計監査人と当社経営陣との直接の面談ならびに会計監査人と独立社外取締役、監査役および内部監査部門との連携等を確保する。

第5章 取締役会・監査役会の責務等

第1節 取締役会・監査役会等の役割・責務

第7条（取締役会・監査役会等の役割・責務）

取締役会は、経営全般に対する監督機能を発揮するとともに、経営の意思決定機関として会社法その他の法令および定款に定める事項、経営計画その他の重要な経営事項として社内規程に定めた事項について決定する。また、取締役会は、個別の業務執行について社内規程に基づき取締役および執行役員に委任する業務執行の範囲を決定する。

2. 経営会議は、取締役社長の諮問機関として、社内規程に基づき、取締役会の決議事項以外の営業方針等重要な業務執行に関する事項について審議し、答申する。
3. 監査役および監査役会は、他の役員（取締役、監査役および執行役員をいう。以下同じ。）との連携を確保しつつ、独立した客観的な立場において業務監査・会計監査を行う。また、会計監査人候補の選定においては、適切な基準を策定し、会計監査人に求められる独立性と専門性の有無について確認する。

第8条（独立社外役員の役割等）

独立社外取締役の主たる役割は、以下のとおりとする。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る観点からの助言を行うこと
 - (2) 取締役会の重要な意思決定を通じ、経営を監督すること
 - (3) 当社と関連当事者との間の利益相反を監督すること
 - (4) 他の役員および支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること
2. 独立社外役員（独立社外取締役および独立社外監査役をいう。以下同じ。）は、当社における役割・責務を適切に果たすうえで支障をきたすおそれのある兼職をしてはならない。また、他会社または他の営利団体等の役員等を兼任する場合には、取締役会に報告をしなければならない。

第2節 取締役会等の有効性

第9条（取締役会・監査役会の構成）

取締役の員数は9名以内とし、そのうち2名以上は独立社外取締役とする。

2. 監査役の員数は4名以内とし、そのうち半数以上は社外監査役とする。

第10条（指名・報酬委員会の設置）

当社は、役員を選解任等および報酬の決定過程における透明性・公平性・客観性の確保のため取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を置く。

2. 指名・報酬委員会は、取締役および監査役で構成し、構成員となる取締役および監査役のそれぞれ半数以上は独立社外役員とする。

第11条（取締役等の指名・選解任の方針・手続き）

取締役会は、代表取締役の選定、取締役および監査役候補の指名ならびにその他経営陣幹部の選任を行うにあたっては、次の基準を満たす幅広い多様な人材から選定することを方針とする。

- (1) 金融商品取引業者としての社会的使命を十分に理解し、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資する豊富な知識・経験を有すること
 - (2) 優れた人格、見識、能力および高い倫理観を有すること
 - (3) 取締役社長は、経営理念に基づく経営を高いレベルで実践できる人物であること
 - (4) 監査役のうち少なくとも1名は、財務・会計・法務に関する適切な知見を有すること
 - (5) 独立社外役員については、別紙「社外役員の独立性に関する基準」を満たすこと
 - (6) 独立社外取締役については、第8条に定める役割等を果たすことを期待できること
2. 取締役会は、代表取締役、取締役、監査役その他経営陣幹部（以下「取締役等」という。）の評価について、前項の基準に照らし、会社業績等も踏まえて適時・適切に行い、その適性に疑義がある場合には、不再任または解職もしくは解任について審議する。
 3. 取締役会は、前2項に基づく取締役等の指名・選解任の審議については、指名・報酬委員会の答申内容を尊重して行う。
 4. 取締役会は、監査役候補の指名を行うにあたっては、監査役会の同意を得る。

第12条（取締役社長の育成計画）

取締役会は、指名・報酬委員会の答申を受け、取締役社長の後継者の育成計画およびその実施状況について監督を行う。

第13条（役員の実務・研修等）

役員は、その役割を果たすために、当社の財務状態、法令遵守、コーポレートガバナンスその他の事項に関して、常に能動的に情報を収集し、研鑽に努める。

2. 役員は、その期待される能力を発揮して、当社のために十分な時間を費やし、自らの職務を遂行する。

3. 役員は、就任後、役員研修を受けるとともに、当社の経営戦略、財務状態その他の経営上重要な事項につき取締役社長またはその指名する取締役から説明を受ける。

第14条（取締役会における審議の活性化）

取締役会議長は、取締役会の審議の活性化を図り、議論の質を高め、取締役会が効果的かつ効率的に運営できるよう努める。取締役は、積極的に意見を表明して議論を尽くす。

2. 取締役会議長は、前項に定める運営を実現するため、資料の事前配布、議案の主管部署による事前説明、取締役会開催日の年間スケジュールの事前連絡を含め各取締役が適時に適切な情報を得られるように配慮し、審議時間の十分な確保に努める。

第15条（取締役会の分析・評価等）

取締役会は、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行う。

第3節 報酬制度

第16条（役員の報酬を決定するにあたっての方針・手続き）

役員報酬の決定方針は、企業価値の持続的な向上や株主価値との共有、人材確保の観点から適切なインセンティブ機能を有するよう以下のとおりとする。

- (1) 業績との連動性に配慮したものであること
 - (2) 報酬水準等は外部機関の調査データ等に基づく客観的な比較検証により、役割と責務に相応しい水準とすること
 - (3) 個々の能力や目標達成度等の実績および経営状況等に見合った内容とすること
 - (4) 取締役会が役員報酬を決定するに際しては、指名・報酬委員会の答申を受けその内容を尊重し、株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすことのできる透明性・公平性・客観性を確保すること
2. 役員の報酬は、役職ごとに以下のとおり構成する。
 - (1) 取締役(社外取締役を除く)および執行役員
固定報酬である月例報酬、単年度業績に連動する賞与ならびに株主価値との連動性を有する株式報酬(業績連動部分と固定部分)で構成する。
 - (2) 社外取締役
固定報酬である月例報酬および株主価値との連動性を有する株式報酬(固定部分)で構成する。
 - (3) 監査役
固定報酬である月例報酬で構成する。
 3. 役員の報酬決定手続きは、以下のとおりとする。
 - (1) 取締役(執行役員を兼ねる場合を含む。)の月例報酬および賞与は、株主総会決議の範囲内で、取締役会において決定する。
 - (2) 監査役の月例報酬は、株主総会決議の範囲内で、各監査役の協議により決定する。

- (3)執行役員(取締役を兼ねる場合を含まない。)の月例報酬および賞与は、取締役会において決定する。
- (4)株式報酬は、株主総会決議の範囲内で、取締役会において決定する。ただし、監査役への付与は、監査役の同意を得る。
- (5)取締役会が役員の報酬決定を行うに際しては、取締役会の諮問委員会である指名・報酬委員会の答申を受け、その内容を尊重しなければならない。

第6章 株主との対話

第17条 (株主との対話に関する方針)

取締役社長またはその指名する取締役は、合理的な範囲で株主との面談に臨むなど、建設的な対話に前向きに対応する。

2. 取締役社長またはその指名する取締役は、株主との対話の概要について、適宜取締役会に報告する。
3. 当社は、前項の対話を補助するため、IRを主管する部署を経営企画部と定め、経営企画部は、株主との対話に必要な情報収集について、関係部署と日常的な連携を図る。
4. 当社は、経営計画・資本政策等を含む法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組むなど、個別面談以外の株主との対話の方策を実施する。
5. 当社は、株主との対話に際しても、社内規程に則りインサイダー情報の管理を徹底する。

第7章 雑則

第18条 (改廃)

本ガイドラインの改廃は、取締役会で定める。

付則

1. 本ガイドラインは、平成27年11月1日から実施する。
2. 前項に関わらず、第10条、第11条第2項、第12条および第16条第2項第5号は平成27年12月1日から、第9条第1項は平成28年3月期事業年度に関わる株主総会終結時から効力を発する。
3. 前2項に関わらず、第15条の効力発生日は、別途定める。

付則

第15条は平成29年3月30日から効力を発する。

改正年月日

平成 27 年 12 月 28 日

平成 29 年 3 月 30 日

平成 29 年 6 月 23 日

平成 30 年 12 月 25 日

平成 31 年 4 月 1 日

2019 年 6 月 26 日

社外役員の独立性に関する基準

当社の社外取締役または社外監査役（以下併せて「社外役員」という。）が独立性を有していると判断されるには、当該社外役員が、以下のいずれにも該当してはならない。

1. 当社を主要な取引先とする者（その者の直近事業年度における年間連結総売上高の2%以上の支払いを、当社から受けた者）またはその業務執行者（会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいう。以下同じ。）
2. 当社の主要な取引先（当社に対して、当社の直近事業年度における年間連結営業収益の2%以上の支払いを行っている者）またはその業務執行者
3. 当社または当社の連結子会社の会計監査人である公認会計士または監査法人の社員、パートナーもしくは従業員である者
4. 過去3年間において上記1から3に掲げる者
5. 当社から役員報酬以外に過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームである場合は、過去3事業年度の平均で、当該ファームの連結総売上高の2%以上の財産を当社から得ているファームの社員、パートナー、アソシエイトまたは従業員である者）
6. 当社から過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上の寄付または助成を受けている者またはその業務執行者
7. 次の（1）から（4）までのいずれかに掲げる者（重要でない者を除く。）の配偶者または二親等内の親族
 - （1）上記1から6までに掲げる者
 - （2）当社の子会社の業務執行者
 - （3）当社の子会社の業務執行者でない取締役
 - （4）過去3年間において前（2）および（3）または当社の業務執行者（社外監査役を独立役員として指定する場合にあっては、業務執行者でない取締役を含む。）に該当していた者